

Innovate Japan by Digital

デジタル経済下における成長・ブロック
チェーン促進に向けた打ち手

2022年4月28日



- 1. 基本的な考え方**
2. ブロックチェーン・キャッシュレスに関する課題
3. その他トピック（モバイルOS・アプリストアの課題）

産業構造の変化と論点

- デジタル経済化であらゆる産業が大きく変革・横割り構造化、ITインフラが不可欠基盤に
 - デジタル化により、国の垣根を超えたサービスの広がり等、越境経済化が進展
- ▶ 海外DPF等との競争は、今後、リアル領域を含め産業のあらゆる分野へ。個人の行動や企業立地の判断にも影響を与える国の制度（規制・税制）も国家間競争の時代に

リアル経済

- 業種ごとの縦割り構造



デジタル経済

- インターネットが消費者向け新サービスを創出し、普及（EC、オンラインバンキング等）
- ソフト・ハードの分離、多様なソフトによるサービス進化
- ITインフラが生活・ビジネスの不可欠基盤に



デジタル+リアル経済

- デジタルによる価値創出がより加速、産業向け・リアル領域にも進出
 - 民間・行政サービス
 - モビリティ・教育・ヘルスケア等



1-2. デジタル市場の現状① -各種サービス-

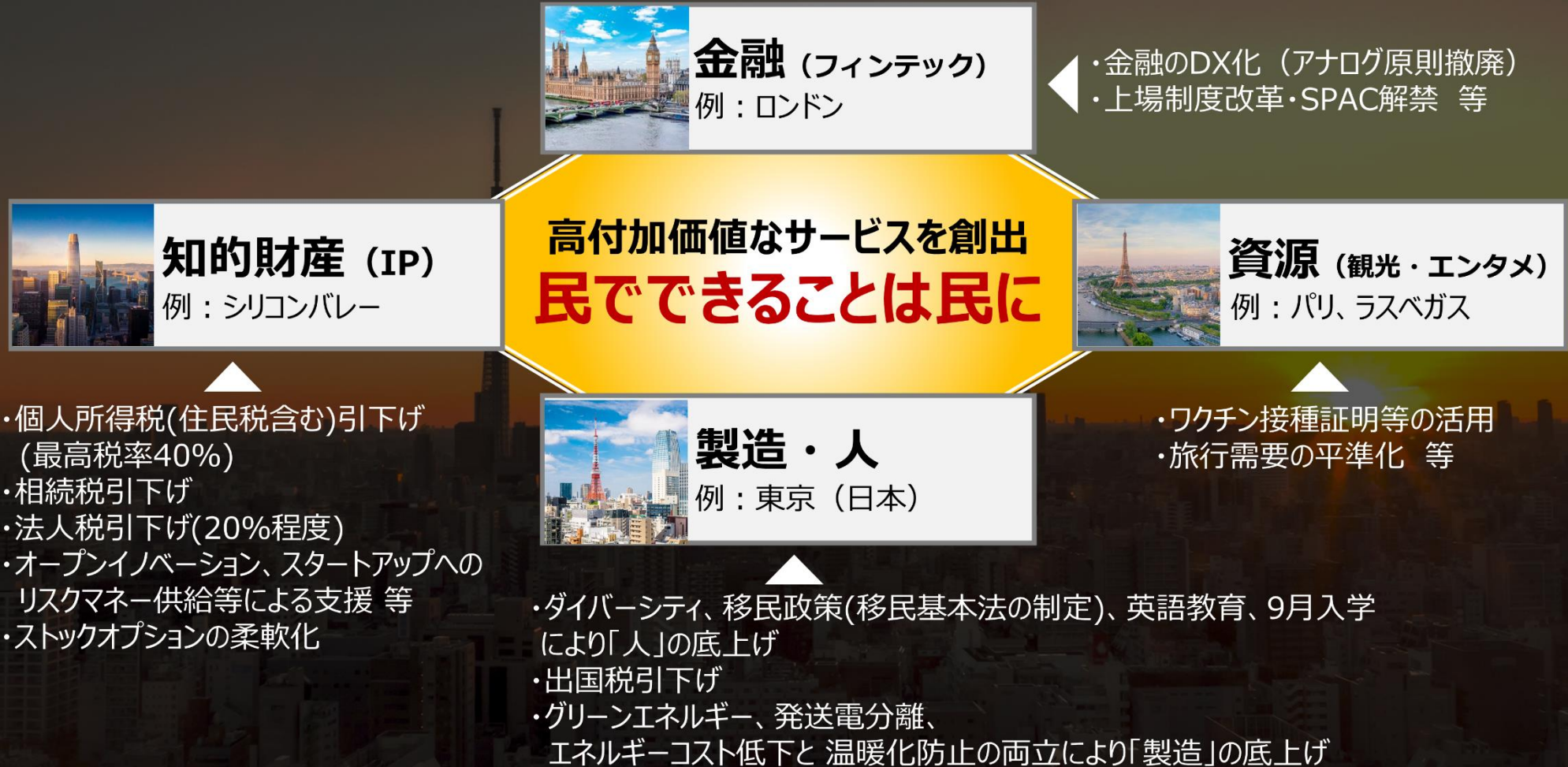
	市場規模	外国勢のシェア推移	市場規模と外国勢シェア動向
アプリストア ※音楽・動画配信サービスやゲームなどを含む	約2.0兆円 (2020年)	ほぼ100%⇒ ほぼ100% (2017年) (2020年)	手数料30%がストア側へ、外国勢独占
音楽定額制配信サービス	約800億円 (2020年)	75%～ ⇒ 75%～ (2017年) (2020年)	外国勢シェア高止まり
動画定額制配信サービス	約3,200億円 (2020年)	20%～ ⇒ 40%～ (2018年) (2020年)	約 2 倍 (2018⇒2020年)
アプリゲーム	約1.2兆円 (2020年)	20% ⇒ 35% (2018年) (2020年)	約 2 倍 (2018⇒2020年)
インターネット広告	約1.8兆円 (2020年)	50～70%⇒ 50～70% (2018年) (2020年)	市場規模は続伸 外国勢シェア高止まり
EC	約4.5兆円 (2019年)	25% ⇒ 30% (2016年) (2019年)	市場規模は続伸

1-2. デジタル市場の現状② -基盤・リアル領域-

	市場規模	外国勢のシェア	シェア推移や見通しなど
基盤	スマホOS 約3,000万台 （2020年） ※スマホの国内出荷台数	ほぼ100% （2020年）	iOSとAndroidでほぼ100%。なおHuaweiはスマホOSをアンドロイドから独自OSに移行予定
	PCのOS 約1,700万台 （2020年） ※PCの国内出荷台数	ほぼ100% （2020年）	Chrome OSのシェアが伸びる見込み
	クラウド 約2.9兆円 （2020年）	80%～ （2020年）	AWS、Azure、GCPの利用拡大が進み、2025年には、国内市場規模約6.7兆円の見込み
リアル領域	教育 ※GIGAスクール向け端末 約750万台 （2021年）	55%～ （2021年） ※端末メーカーベース	OSベースでは、「GIGAスクール構想の実現標準仕様書」(文科省)で、Microsoft, Google, Apple提供の3種のOSのみ(100%外国勢)
	ウェアラブル (スマートウォッチ) 約200万台 （2019年） ※国内出荷台数	90%～ （2019年） ※端末メーカーベース	2025年には、スマートウォッチ(腕時計・リストバンド型)の出荷台数は400万台を超える見込み
	スマートスピーカー 約400万世帯 （2019年） ※保有世帯数	85%～ （2021年4月時点） ※音声認識エンジンベース	2025年には、保有世帯数が約2000万世帯まで上昇見込み。SONY等の国内メーカーもあるが、Google, Amazonの音声認識エンジンを使用

Innovate Japan

規制改革・税制改革を進めるに当たっては、各国の優れた点から学ぶ視点が重要



デジタル戦略は、「民でできることは民に」の原則の下、
高すぎる税金の引下げをはじめ、
成長に向けた前向きな投資を促進するものとすべき

特に重要な打ち手の一覧

①

デジタル人材育成戦略の明確化

(外国人材の積極活用、最大55%の個人所得税(住民税を含む)・相続税の引下げ、出国税の見直し)

②

スタートアップ支援戦略の明確化

(人材調達・資金調達・開業手続きコストなどでの『壁』を突破するための制度整備)

③

Web3.0時代に対応した戦略の構築

(ブロックチェーンの国家戦略化)

④

ゼロキャッシュを起点とした全産業のDXの推進

(キャッシュレス決済に対する優遇税制、まずは『ゼロキャッシュ・ガバメント』から実現)

⑤

デジタルナショナルミニマムなどサービス水準の設定と満足度調査

(確保する行政サービスの水準を明確化)

**デジタル経済・社会拡大のためのエコシステム整備という視点を明確化し、
経済・社会構造の変化に対応した諸制度のアップデートが必要**

必要な規制改革・税制改革等の例はp7-8のとおり

KPIや政府における担当の明確化、PDCAサイクルの可視化による進捗管理が必要

必要な規制改革の例

■ 既存の規制の改革

- ①『デジタル原則』による全法令・通達等の見直しとアナログ原則の完全撤廃
- ②『デジタル法制局』によるアナログ規制立案それ自体の禁止
- ③『規制対応コスト総量規制法案』を諸外国並みに導入
新設される規制の遵守に必要な追加コスト相当分を、既存の規制の廃止・緩和等により捻出・削減する
- ④『Web3.0特区』など特区制度の有効活用
- ⑤サンドボックス的な制度や時代に応じたアップデートを行う制度を全事業法令等にあらかじめ埋め込み

■ 新たな制度整備や執行の強化

- ①データ流通促進環境整備法の整備（横串事項の通則法的整理）
ベースレジストリと個人データの取扱いルール、トラスト制度、データ利用権及び取引市場の創設、ブロックチェーンやトークンエコノミー含めたデータ取扱いの法体系の整理など
- ②OS/アプリストア等の寡占問題に対する法制度対応
韓国においては、特定アプリ内決済の強要を禁止する法律を制定
- ③融資を中心とした企業の資金調達環境を諸外国並みにシフト
小規模公募制度（ミニIPO）の創設、私募制度の抜本拡充、株式投資型クラウドファンディングの拡充、未上場株式マーケットプレイスの創設などにより、プライベートマーケットを整備

必要な税制改革等の例

■ 新たなビジネス振興や経済活動の阻害要因の除去のための改革

① 法人に対する暗号資産税制の改正

事業者がトークンを自社発行する場合（＝投機目的がない）は、未実現利益について課税対象から除くなど

② トークン発行に関する会計基準の整備と監査の枠組みの見直し

③ 暗号資産の所得税をキャピタルゲイン課税に

日本では原則雑所得として総合課税の対象、海外ではキャピタルゲイン課税が主流

■ 起業自体のインセンティブの強化のための改革

① 日本版QSBS（Qualified Small Business Stock）の導入

米国では、要件を満たすQSBSについては、次のような優遇税制を制度化

- ・ 売却利益の最大100%のキャピタルゲイン税控除
- ・ 売却利益をスタートアップに再投資する場合の課税の繰延べが可能

1. 基本的な考え方
- 2. ブロックチェーン・キャッシュレスに関する課題**
3. その他トピック（モバイルOS・アプリストアの課題）

特に重要な打ち手の一覧（再掲）

①

デジタル人材育成戦略の明確化

（外国人材の積極活用、最大55%の個人所得税(住民税を含む)・相続税の引下げ、出国税の見直し）

②

スタートアップ支援戦略の明確化

（人材調達・資金調達・開業手続きコストなどでの『壁』を突破するための制度整備）

③

Web3.0時代に対応した戦略の構築

（ブロックチェーンの国家戦略化）

④

ゼロキャッシュを起点とした全産業のDXの推進

（キャッシュレス決済に対する優遇税制、まずは『ゼロキャッシュ・ガバメント』から実現）

⑤

デジタルナショナルミニマムなどサービス水準の設定と満足度調査

（確保する行政サービスの水準を明確化）

**デジタル経済・社会拡大のためのエコシステム整備という視点を明確化し、
経済・社会構造の変化に対応した諸制度のアップデートが必要**

必要な規制改革・税制改革等の例はp7-8のとおり

KPIや政府における担当の明確化、PDCAサイクルの可視化による進捗管理が必要

新経済連盟 ブロックチェーン提言(2021年10月27日)

1. ブロックチェーンを国家戦略に。

各国政府において、BCを導入する明確な目的意識のもと、産業政策としてのスタートアップ企業の育成や金融取引の促進、社会基盤のDXを前提としたスマート政府化の動きが加速。

日本政府も、BCに対するビジョンやスタンスを国家戦略として打ち出し、政策的な仕組みを整備すべき。

2. ブロックチェーン官民協議会の設置

2021年度の政府方針や自民党議連からの提言の実現に向けて、デジタル庁、金融庁、法務省などの関係省庁がそろって、官のイニシアチブのもと、官民協議の場を設置すべき。

3. 世界一 デジタルフレンドリーな法整備

「紙面・対面・中央集権」を前提としたレガシーな法制度によって、BCの技術中立性が担保されない事態が生じている。BCを活用するうえで障壁となりうる諸論点に対して、デジタル対応を徹底すべき。

4. NFTに関する事業環境の整備

NFTが表章する価値や権利について、法制度上の扱いを整理し、ユースケースや生じうるリスクを類型化の上、関連規制への該当性をガイドラインなどで明示すべき。

NFT一元的な相談窓口を設置し、事業者の挑戦を許容する政策スタンスのもと、事業環境を整備すべき。

5. トークンの発行に関する会計基準の整備

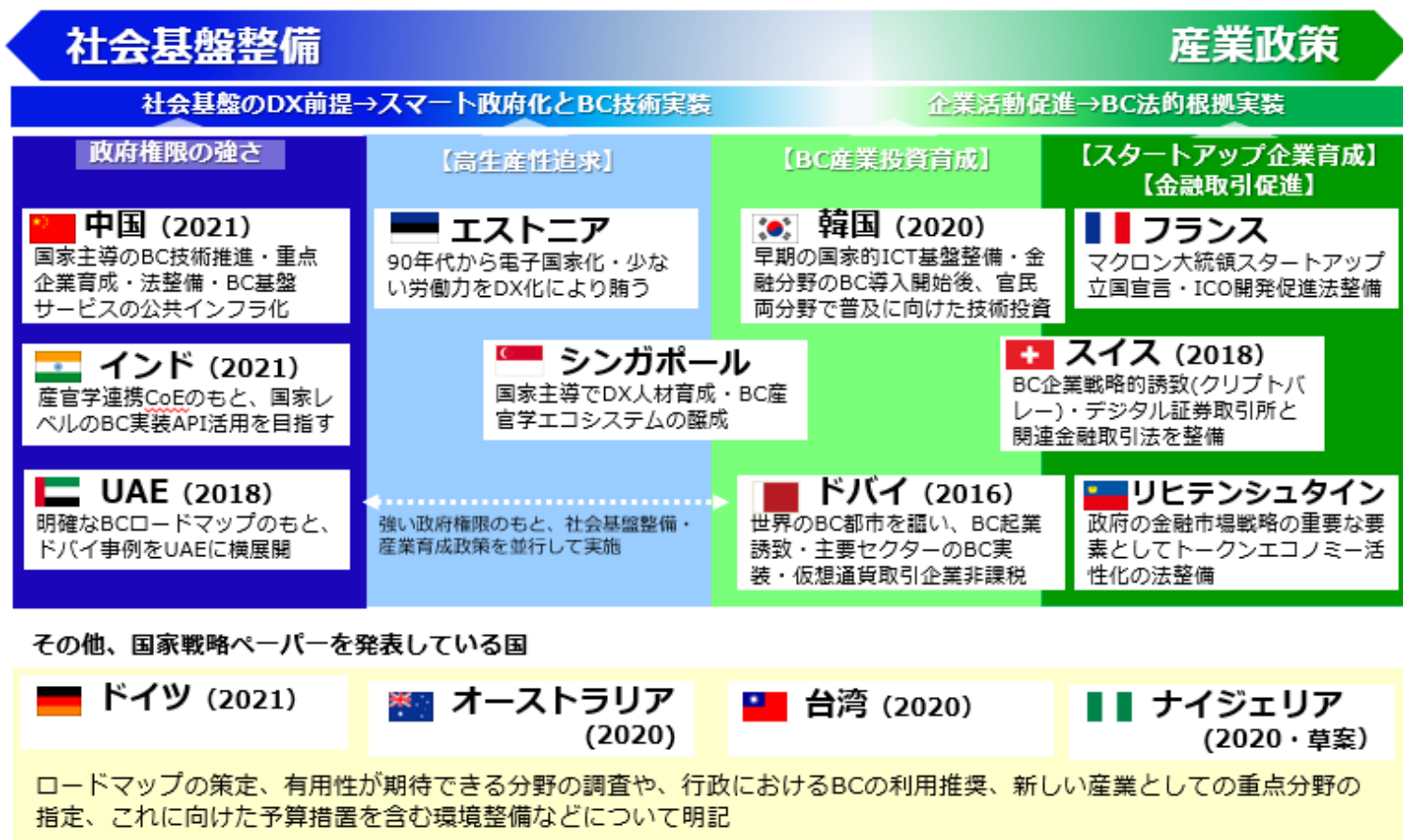
国際的には、BC企業への投資・資金調達に過去最高の潮流。日本の上場企業によるトークン発行や、BCスタートアップの資金調達に支障が生じないように、会計基準を整備すべき。

6. 税制改正

対個人：①総合課税から申告分離課税への変更、②損益通算や損失の繰越控除を可能に
対法人：法人が期末に所有する仮想通貨に関わる未実現利益（損失）についても課税対象とされている点、見直しを行うこと

ブロックチェーン国家戦略の策定

- 各国政府において、BCを導入する明確な目的意識のもと、産業政策としてのスタートアップ企業の育成や金融取引の促進、社会基盤のDXを前提としたスマート政府化の動きが加速。アメリカも、ブロックチェーンを含むWeb3.0推進に向けた国家戦略の策定を命じる大統領令を発出（2022.3）
- 日本政府も、BCに対するビジョンやスタンスを国家戦略として打ち出し、産業育成と経済活性化の観点から、政策的な仕組みを早急に整備すべき



ブロックチェーンの課題その1（トークン発行）

【今起こっている現実の課題例】

税制

未実現利益に課税される暗号資産の法人税制などから、**有望なスタートアップが海外に転出する事態が続出**

（例）あるスタートアップは、**ガバナンストークンの発行**によって日本では**未実現利益に対して推定450億円の法人税負担**が生じることが判明。対して**シンガポールでは、長期保有資産扱いでゼロ**になるから、致し方なく海外に移転。（イメージが右）

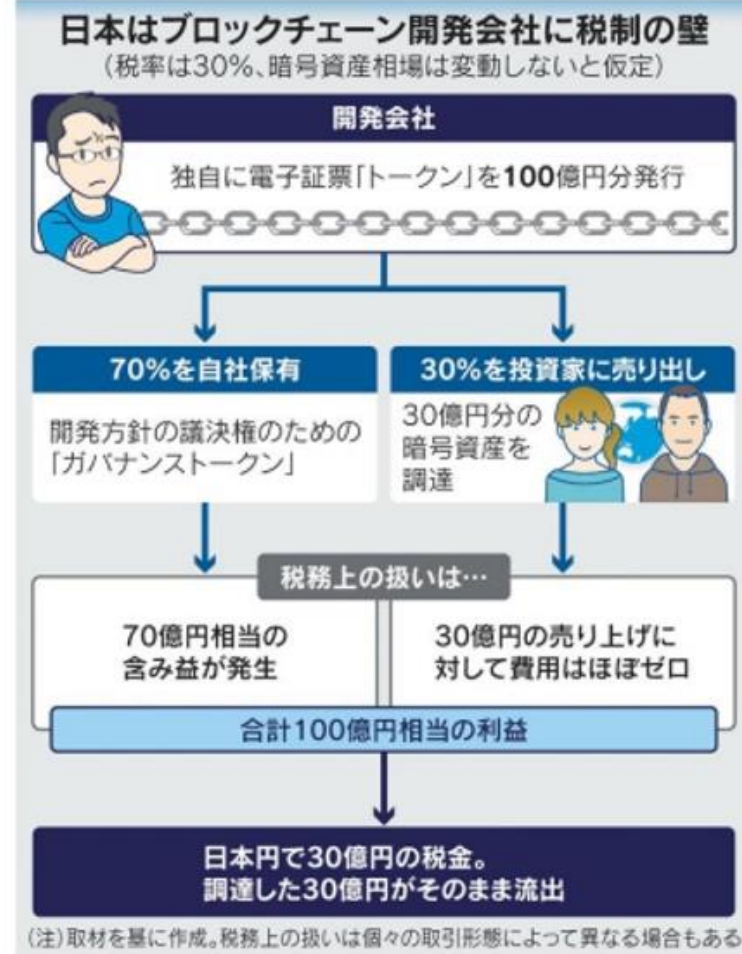
（出典：2021年11月7日付日経新聞
『酷税に失望、デジタル頭脳去る』）

会計

トークンの自己発行・保有に関する**会計基準が未整備**で、**監査法人の監査が受けられない**

【具体的な打ち手】

- ① 法人に対する暗号資産税制の改正
発行した法人が自ら保有するトークン（いわゆる「ガバナンストークン」を含む）については、期末時価評価の対象から除く（未実現利益に課税を行わない）など
- ② トークンの発行に関する会計基準の整備と監査の機会確保



現行の会計・税制上の扱いと、制度的対応の必要性

会 計

税 制

現状

- **自社発行トークンは現時点で会計基準の対象外、扱いが不明確**

ASBJ実務対応報告 第38号

範囲 第3項

本実務対応報告は、資金決済法に規定する仮想通貨を対象とする。ただし、自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。

- **2022年3月にASBJより「会計処理の対象としない」案が提示（パブコメ中）**

制度的 対応の 必要性

- **上記案に沿った形で、早急に会計基準や実務対応報告において明確化すべき**

- 「活発な市場が存在する暗号資産」に該当すると、自社保有分は現金収入が生じていないにも関わらず期末時価評価され、含み益に課税

法人税法 第61条2項

内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等(暗号資産にあつては、活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものに限る。)については、時価法により評価した金額をもって、その時における評価額とする。

国税庁FAQ「暗号資産に関する税務上の取扱いについて」問22

法人が事業年度終了の時ににおいて有する暗号資産（活発な市場が存在する暗号資産）については、時価法により評価した金額をもってその時における評価額とする必要

- 会計処理されない取引は、当然ながら税務上も仕訳が生じない（課税されない）と理解
- 法人税法等において、発行した法人が自ら保有するトークン（ガバナンストークンを含む）が期末時価評価の適用除外となるよう、税制改正や取扱いの見直しを行うべき

(参考) シンガポール：トークンの発行者への税制の違い

譲渡/贈与

自社内で継続保有

日本

- 税務・会計上の扱いについて、十分な整理がされていない※2
- ガバナンストークンを発行者が自社保有する場合も、未実現利益に課税の可能性高

【譲渡した発行者への課税】※3
課税あり(譲渡所得or雑所得or事業所得)

【発行者への課税】
付加価値発生前に課税の可能性

シンガ
ポール

- 税務・会計上の扱いについて整理が明確であり、事例も豊富
- ガバナンストークンの発行について、各種金融法制の適応外とする見解も公表※4

【譲渡した発行者への課税】※5
課税あり(自国を源泉とする所得)

【発行者への課税】
売却まで課税繰り延べ

この部分の税制面の違いにより
スタートアップが流出

※1：NFTは現行法上、基本的に暗号資産に該当しないため対象外とする

※2：活発な取引があるトークンとみなされた場合、時価ベースで課税額を算出。トークンの発行はコストがほとんどかからない性質上、簿価がほぼゼロとなることから、評価益はそのまま税務上の利益となって課税される

※3：原則、譲渡所得。一定の規模と収益性をもって反復継続的になされる売買から生じる場合に雑所得（また雑所得の経済活動の規模等によっては事業所得）

※4：ガバナンストークンはアクセス権等が付与するのみで、金融法制上の権利や機能が付随しないためとされている

※5：トークン作成で得た利益(トークンの金額-必要経費)が課税所得、トークン譲渡による利益(キャピタルゲイン)への課税は取引状況に応じ税務当局が判断

(参考) 企業会計基準委員会から論点整理が公表 (2022.3.15)

- ASBJは「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を、2022年3月15日付で公表（6月8日までパブコメ中）
- ICOトークンの発行時に自己に割り当てたトークンは「**第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としない**」とする整理案を選択肢として提示

13. 一方で、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況や、取組みを行う企業が会計監査を受けられない状況が生じている可能性があるとの意見も聞かれている。

14. 以上に記載した状況に対する対応として、次のような案が考えられる。

(1) 我が国における対象取引への取組みが定着し、対象取引の取引慣行が一定程度定まってから基準開発に着手する。

(2) 現時点で想定する一定の経済的実態に基づき、将来的に見直しの要否の検討を行うことを前提とした当面の取扱いを定めることを目的として、基準開発に着手する。

21. このため、国際的にも、フランスなどの一部の法域の会計処理のガイダンスを除き、現時点では基準開発の検討が行われていない状況にある。

22. しかし、国際会計基準審議会（IASB）が2021年3月30日に公表した「情報要請：第3次アジェンダ協議」における潜在的プロジェクトの1つとして「暗号通貨及び関連取引」が含まれ、大多数の回答者が当該潜在的プロジェクトを高い優先度として評価しており、今後、国際的な基準開発が行われる可能性もあると考えられる。

【論点3】資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点

38. (中略) 自己が発行したICOトークンを保有している場合の会計処理

- ① ICOトークンの発行時において自己に割り当てたICOトークンの会計処理について、第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない方法と、会計処理の対象として会計上の資産及び負債（発行者が何らかの義務を負担している場合）を計上する方法のいずれによるべきかが論点となる。
- ② ICOトークンの発行後において第三者から取得したICOトークンの会計処理について、関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法（関連する負債の消滅の認識を行う方法、又は関連する負債の消滅の認識は行わずICOトークンの取得原価をもって関連する負債から控除して表示する方法）と、資産として取り扱う方法のいずれによるべきかが論点となる。

39. 前項の各論点については、**今後の方向性**として以下のとおりとすることが考えられる。

- ① 発行時に自己に割り当てたICOトークンについては、第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としないことが考えられる。
- ② 自己株式を取得した場合の会計処理との整合性、及び自己が発行したICOトークンを取得することに伴い、当該ICOトークンに係る発行者の義務が自己に対する義務に実質的に変化するという状況を重視し、ICOトークンの発行後に第三者から当該ICOトークンを取得した場合、関連する負債の消滅の認識を行うこととし、当該負債の計上金額と取得したICOトークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理する方法を適用することが考えられる。

(参考) 法人税法の関係条文

第一目 短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益

第六十一条 内国法人が短期売買商品等（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。））及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する暗号資産（以下この条において「暗号資産」という。）をいう。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額（第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第六十二条から第六十二条の五まで（合併等による資産の譲渡）の規定の適用がある場合を除き、その譲渡に係る契約をした日（その譲渡が剰余金の配当その他の財務省令で定める事由によるものである場合には、当該剰余金の配当の効力が生ずる日その他の財務省令で定める日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

一・二 （略）

- 2 内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等（暗号資産にあつては、活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものに限る。以下第四項までにおいて同じ。）については、時価法（事業年度終了の時ににおいて有する短期売買商品等をその種類又は銘柄（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該短期売買商品等のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額（次項において「時価評価金額」という。）をもつて、その時における評価額とする。
- 3 内国法人が事業年度終了の時ににおいて短期売買商品等を有する場合（暗号資産にあつては、自己の計算において有する場合に限る。）には、当該短期売買商品等に係る評価益（当該短期売買商品等の時価評価金額が当該短期売買商品等のその時における帳簿価額（以下この項において「期末帳簿価額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）又は評価損（当該短期売買商品等の期末帳簿価額が当該短期売買商品等の時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。次項において同じ。）は、第二十五条第一項（資産の評価益の益金不算入等）又は第三十三条第一項（資産の評価損の損金不算入等）の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。
- 4 内国法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に短期売買商品等を移転する場合（暗号資産にあつては、自己の計算において有する暗号資産を移転する場合に限る。）には、当該適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される当該短期売買商品等に係る評価益又は評価損に相当する金額は、第二十五条第一項又は第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

5～10 （略）

(参考) 法人税法の関係条文

(売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等)

第六十一条の三 内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額をもつて、その時における評価額とする。

- 一 売買目的有価証券（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券として政令で定めるものをいう。以下第三項までにおいて同じ。） 当該売買目的有価証券を時価法（事業年度終了の時ににおいて有する有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、その銘柄の同じものについて、その時における価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該有価証券のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額（次項において「時価評価金額」という。）
- 二 売買目的外有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券をいう。） 当該売買目的外有価証券を原価法（事業年度終了の時ににおいて有する有価証券（以下この号において「期末保有有価証券」という。）について、その時における帳簿価額（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券にあつては、政令で定めるところにより当該帳簿価額と当該償還金額との差額のうち当該事業年度に配分すべき金額を加算し、又は減算した金額）をもつて当該期末保有有価証券のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額

2～4 （略）

【参考】法人税法施行令（抄）

(短期売買商品等の範囲)

第百十八条の四 法第六十一条第一項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

- 一 内国法人が取得した金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（以下この号において「短期売買目的」という。）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行つたもの（以下この号において「専担者売買商品」という。）及びその取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載したもの（専担者売買商品を除く。）
- 二 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この号において「被合併法人等」という。）から移転を受けた資産のうち、その移転の直前に当該被合併法人等において前号に掲げる資産とされていたもの

2～4 （略）

(参考) 現行の国税庁FAQ

- 暗号資産の期末評価については、国税庁よりFAQが公表されているが、**法人が投資目的で保有しているトークンと、自己発行のトークンで扱いの区別はない**
- 期末時価評価の対象とされる「活発な市場が存在する暗号資産」についても判断が難しいという課題がある

国税庁) [暗号資産に関する税務上の取扱い及び計算書について（令和3年12月）](#)

【問】 当社は、事業年度終了の時に暗号資産を保有していますが、期末に何らかの処理をする必要はありますか。

【答】

法人が事業年度終了の時ににおいて有する暗号資産（活発な市場が存在する暗号資産(注)（本問 において「市場暗号資産」といいます。）に限ります。）については、時価法により評価した金額（本問において「時価評価金額」といいます。）をもってその時における評価額とする必要があります。 なお、その市場暗号資産を自己の計算において有する場合には、その評価額と帳簿価額との 差額（本問において「評価損益」といいます。）は、その事業年度の益金の額又は損金の額に 算入する必要があります。また、この評価損益は翌事業年度で洗替処理をすることになります。（中略）

（注） **活発な市場が存在する暗号資産**とは、法人が保有する暗号資産のうち次の要件の全てに該当するものをいいます。
イ 継続的に売買価格等（※3）が公表され、かつ、その公表される売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。

（※3） 売買価格等とは、売買の価格又は他の暗号資産との交換の比率をいいます。

□ 継続的に上記イの売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。

ハ 次の要件のいずれかに該当すること。

(イ) 上記イの売買価格等の公表がその法人以外の者によりされていること。

(ロ) 上記ロの取引が主としてその法人により自己の計算において行われた取引でないこと。

【関係法令等】 法人税法61条、法人税法施行令118条7～9

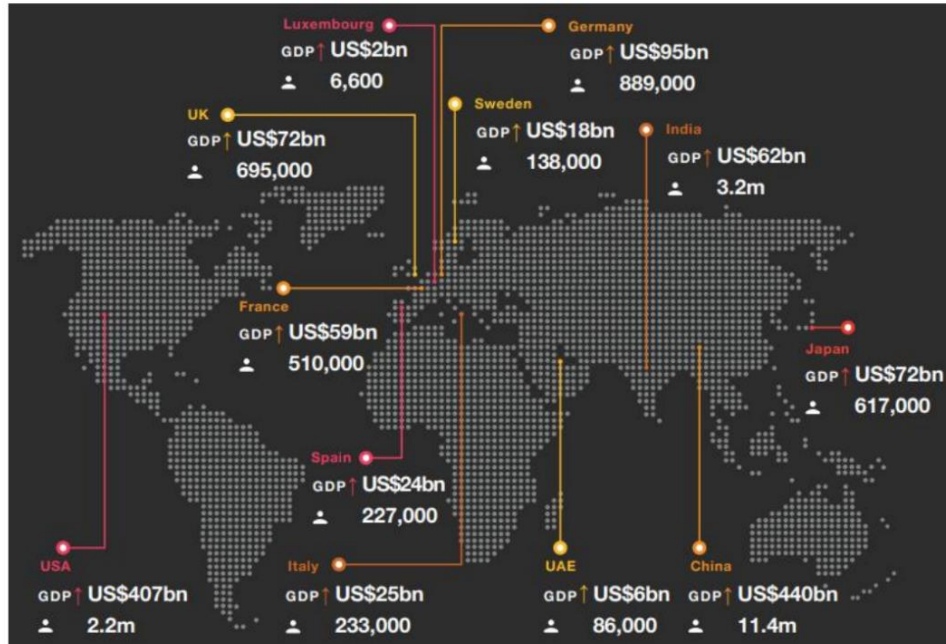
(参考) ブロックチェーンがもたらす経済効果

暗号資産やトークンをめぐる諸制度(会計、税制、法制度等)の適切な対応ができるか次第で、72.3億ドルの潜在的市場を失い、他国依存になる可能性がある

- 2030年までに、BCには全世界で **+1.76兆ドルのGDP押し上げ効果** (全世界GDPの1.4%) が期待されている
- 日本でも **+72.3億ドルのGDP** (約7,720億円※)、**61.7万人の雇用押し上げ効果**があると予測

※2020年平均レート106.78/ドルにて計算

【GDP(上段)と雇用(下段)の押し上げ効果：2030年まで】



(GDP増加額ランキング)

- ① 中国：440.4億ドル
- ② アメリカ：407.2億ドル
- ③ ドイツ：95.3億ドル
- ④ **日本：72.3億ドル**

内
訳

トレーサビリティ：30.6億ドル
金融サービス・決済：22億ドル
ID・認証：9.1億ドル
契約・紛争解決：6.4億ドル
顧客エンゲージメント：3.8億ドル

- ⑤ イギリス：72.2億ドル

ブロックチェーンの課題その2 (暗号資産への所得税)

- 2019年5月の改正法成立（資金決済法および金商法）により、「暗号資産」として金融資産としての位置づけが付されたことなどを踏まえ、税の公平性や制度内の整合性の観点から、**税法上も譲渡所得として扱うべき**（現行は雑所得）
- アメリカをはじめ、**海外ではキャピタルゲイン課税が主流**。日本は、税制上の位置付けが、暗号資産取引をする際の阻害要因となっている可能性があり、暗号資産関連産業の競争力確保の観点から、早急に諸外国並みの扱いを実現すべき

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税上の位置づけ	金融資産 支払手段	資産という以上の区分なし（通貨ではない）	のれん以外の無形資産	無形資産	のれん以外の無形資産
個人の所得税	・ 原則雑所得 ・ 事業と認められる場合は事業所得 ・ 最大45%（住民税込みで 55%）で総合課税 ・ 申告分離ではない ・ 年末調整済み給与所得者で、該当所得 20万円以下なら確定申告不要	・ キャピタルゲイン課税 ・ 1年以上保有した場合、long-time capital gain”として最大20%までの税率で課税 ・ 1年未満の保有の場合は通常の累進課税	・ 所有を観念でき、認識可能な価値を有する限りキャピタルゲイン課税 ・ 納税者がhigher or additional rate taxpayerの場合は、その他課税資産の譲渡として20%の固定税率	・ 一般原則に従って課税 ・ 仮想通貨を 1年以上保有している場合は原則非課税	・ 個人投資家による仮想通貨のキャピタルゲイン（仮想通貨相互の交換は含まれない）は、30%の固定税率で課税 ・ 年間の利益が 305ユーロを超えない限りは非課税 ・ 但し、機関投資家やマイニング事業者は、最高税率を 60%とする累進税率による所得税の対象

産業政策としてのゼロキャッシュ政策

- **ゼロキャッシュ政策**により、**お金の流れをテコ**として、**社会全体のデジタル化**が促進
 - ✓ 現金決済は莫大な取扱いコスト（1.6兆円超／年）
 - ✓ デジタル化によるデータ活用
- 政策を進めるに当たっては、「**デジタル一本**」の覚悟が必要。**非デジタルが残ると改革が進まず、二重投資に**（「誰一人取り残されない」デジタル社会もこの前提で）

- 現金決済は、毎年莫大なコストが発生

日本の現金決済インフラ維持費用
1.6兆円超／年

- ↑
- ・キャッシュレス決済導入事業者
 - ・現金決済の事業者
 - ・キャッシュレス決済利用消費者
 - ・現金利用消費者
- 全員が負担

- 現金決済は、トラッキングが困難

ゼロキャッシュ
政策

2030年までに
「ALLキャッシュレス」へ

- 低コストで正確な決済
- 消費のさらなる促進
国内消費&インバウンド消費
- トラッキングできるデータに基づく行政
運営の効率化・フェアな課税やプッシュ型公的支援
- 地下経済の縮小

- ✓ **キャッシュレス決済に対する優遇税制**
- ✓ **マイナンバーと銀行口座/クレジットカード番号の紐づけ検討**
- ✓ **『ゼロキャッシュ・ガバメント』**
歳入面(納税手続や公金収納)と歳出面(契約支払等)のデジタル化・キャッシュレス化

ゼロキャッシュ政策のKPI		2030年
キャッシュレス決済比率	26.8%（2019年）	オンライン送金等も併せて 100%
現金流通高対GDP比率	21.1%（2018年）	0%

1. 基本的な考え方
2. ブロックチェーン・キャッシュレスに関する課題
3. その他トピック（モバイルOS・アプリストアの課題）

モバイルOS・アプリストアの強固な寡占への対応

- デジタル経済では、OS等は全ての産業の基盤。手数料率の適切性にも切り込む法改正等が必要
- キャッシュレス・デジタル通貨についても、現状のモバイルOS・アプリストアに乗る形で展開すれば、課題解決の必要性はより増大

課題

- ITインフラが全産業の不可欠基盤に
特に**モバイルOSは2社による寡占**
決済サービス・アプリストアも合わせ提供
※2つのOSを併用する人は極めて限定的なため**事実上1社独占**
- 結果、アプリストアの**手数料率**は**極めて高額**
(基本30%、一部15%)
最近の**公取調査**も**根本解決に至らず**
※デジタルコンテンツ等のアプリ外決済誘導は可能となるも、ゲームアプリ等は変更なし。高額な手数料も変更なし
- UI/UXの統一等を名目に**アプリの機能にも制限**(モバイル通信等他分野における競争にも悪影響)
- デジタル化進展により、**公共領域を含む産業全体により広く悪影響**が及ぶおそれ

打ち手

- **独占禁止法改正等**による**速やかな事後的是正措置**
手数料率の適切性にも切り込み
- 他分野にも悪影響が生じる場合は関係府省が連携して対応
- 重要ITインフラを合わせ提供し、**強固な寡占構造**となっていること**自体が課題**
構造的措置を取る「独占的状态」の発動も検討

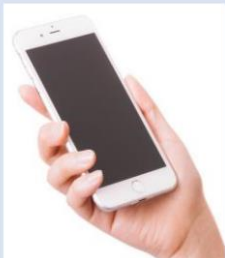
※独占的状态：高度な寡占状態が形成された場合、企業分割を含む構造的措置を可能とする、独禁法上の「伝家の宝刀」

※企業分割困難でも、OS・決済サービス・アプリストアの垣根を超えた相互乗り入れ、API開放等の適切な措置

スマホ時代の市場構造

【日本国内市場】

消費者



・外資シェア
ほぼ100%

・決済システム
囲い込み

・代替可能性
事実上なし

サービス
提供や決済機能

OS

アプリ
ストア

Apple(シェア66%)

iOS



App Store

Google(シェア33%)



ANDROID



Google Play

コンテンツ売上等の
手数料
(基本30%)

企業
サービス
(アプリ)



買い物

音楽・動画

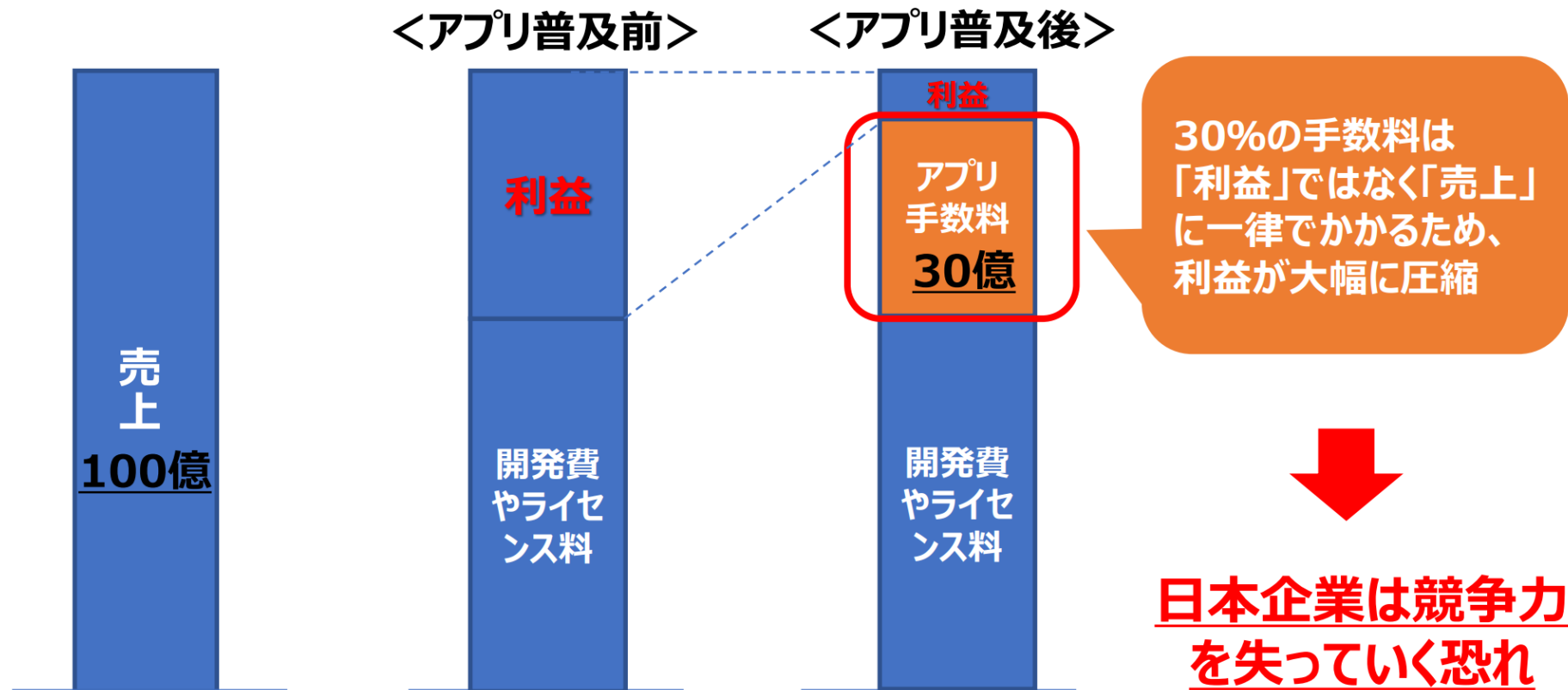


ゲーム



アプリ市場の問題点

- ◆ アプリストアは外国勢2社の寡占。2社はアプリ売上等に対して基本**30%の手数料**
- ◆ 2社以外のアプリストアの使用は事実上困難であり**手数料について個社単位では物申せない状態**。またアプリストアでの**著しく不公正な規約の一方的変更**に伴う国内企業の追加投資やサービスの変更・停止、**アプリ上の決済システムの独占**
- ◆ 例えば100億円の売上のあるゲーム会社の場合は以下のように



(参考) 韓国における、特定アプリ内決済の強要を禁止する法律

- 韓国では、昨年8月31日、通称「Anti-Google法」が成立。昨年9月施行。
- 同法は、アプリストア運営で独占的地位を持つ企業に対し、特定のアプリ内決済システムを強要する行為を禁止
- アプリマーケット事業者の特定行為を禁止する法律は主要国では初。

Anti-Google法の内容

(アプリマーケット事業者の義務と実態調査)

- ・ アプリマーケット事業者は、モバイルコンテンツなどの決済及び払い戻しに関する事項を利用約款に明示するなど、大統領令で定めるところにより利用者の被害を予防し、利用者の権益を保護しなければならない
- ・ 科学技術情報通信部長官又は放送通信委員会は、モバイルコンテンツなどの取引を仲介する空間（以下「アプリマーケット」という）に、モバイルコンテンツなどを登録・販売するために提供する者（以下「モバイルコンテンツなど提供事業者」という）の保護などのために必要な場合、大統領令で定めるところにより、アプリマーケット事業者のアプリマーケット運営に関する実態調査を実施することができる

(通信紛争調整委員会の設置と構成)

- ・ 通信紛争調整委員会の調整対象に「アプリマーケットでの利用料金の支払い、請求取り消しまたは還付に関する紛争」を追加

(禁止行為)

- ・ アプリマーケット事業者が取引上の地位を不当に利用し、モバイルコンテンツなど提供事業者に特定の決済方式を強制する行為
- ・ アプリマーケット事業者がモバイルコンテンツなどの審査を不当に遅延する行為
- ・ アプリマーケット事業者がアプリマーケットでモバイルコンテンツなどを不当に削除する行為